

見 積 依 頼 公 告

下記のとおりオープンカウンタ方式による見積徴取を行います。

記

1. 見積書提出の方法

本件は「紙」による見積書の提出により実施するものとする。

2. 見積徴取を行う事項

(1) 業務名称

静岡財務事務所2019年度健康診断等委託業務（単価契約）

(2) 業務場所

静岡財務事務所(静岡市葵区追手町9番50号)及び受託者の検診施設

(3) 業務概要

静岡財務事務所職員に係る健康診断業務

(4) 業務期間

契約締結日 から 令和2年3月31日 まで

(5) 本件に係る仕様書の配布期限

令和元年5月30日 (木曜日) 17時00分 まで

(6) 見積書受領期限

令和元年6月4日 (火曜日) 17時00分 まで

〔提出方法については郵送若しくは持参とするが、郵送による場合は担当者及び連絡先を明記のうえ、上記の日までに必着とし、郵送方法は「簡易書留郵便」とすること。〕

(7) 見積合せの日時

令和元年6月5日 (水曜日) 9時30分

〔見積合せへの立会は不要とする。〕

3. 見積書の提出に必要な資格に関する事項

(1) 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類「役務の提供等（その他）」のA、B、C又はD等級に格付けされ、「東海・北陸地域」の競争参加資格を有し、責任をもって業務を完了することができる者。

(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。

(4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

(5) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反し、又は業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

4. 契約条項等を示す場所及び見積参加申込み

問い合わせ先

東海財務局静岡財務事務所総務課
〒 4 2 0 - 8 6 3 6 静岡市葵区追手町 9 番 5 0 号 静岡地方合同庁舎 4 階
電話 0 5 4 - 2 5 1 - 4 3 2 1

受付場所：

同上

見積書の提出を希望する者は、上記2. (5)までに受付場所に「競争参加者資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写しを提出し、本件に係る仕様書を受領しなければならない。

また、上記2. (6)までに受付場所に見積書及び「指名停止等に関する申出書」を提出すること。

なお、郵送による「競争参加者資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写しの提出及び郵送による仕様書等の配付を希望する場合は、上記受付場所まで「簡易書留郵便」にて「競争参加者資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」を提出することとし、515円切手を貼付した角2返信用封筒（宛先を記載すること。）を同封すること。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00分まで。

5. 契約保証金

免除する。

6. 見積の無効

本公告に示した見積書提出に必要な資格のない者が行った見積、見積説明書等の見積に関する条件に違反した見積は無効とする。

7. 見積書の記載金額

契約相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする）をもって決定とするので、見積書提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積った価格の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

8. 契約相手方の決定方法

予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とし、当該見積単価で単価契約を締結する。

9. 契約書の作成

契約の締結にあたっては、契約書を締結するものとする。

10. その他

(1) 競争参加資格の確認を受けていない者については、上記2. (5)までに認定を受けなければならない。

(2) 詳細は見積説明書による。

以上公告する。

令和元年5月15日

分任支出負担行為担当官

東海財務局静岡財務事務所長 山崎 正 晴